Ministry of Land, Infrastructure and Transport Japan

《東北電力記者会、宮城県政記者会、福島県政記者会》 令和6年1月10日 国土交通省東北運輸局

福島県のタクシー運賃改定 ~申請率7割に到達し「改定要否の判断」を行います~

東北運輸局では、令和5年10月19日に福島県のタクシー事業者から最初の運賃改定申請が提出され、その後、同地域における法人タクシー事業者から保有する車両の7割以上の 運賃改定申請がありましたので、運賃改定要否の判断を行います。

1. 運賃改定申請受付期間

令和5年10月19日 ~ 令和6年1月18日 (受付期間末(令和6年1月18日)までは申請を受け付けております)

- 2. 運賃改定申請状況(令和6年1月9日時点)
 - (1)申請事業者数75社(福島県 法人事業者数 135社)
 - (2)申請事業者車両数1,616両(福島県 法人車両数 2,202両)
 - (3) 申請率 73.4%(福島県)
- 3. 運賃改定申請の内容
 - (申請) 普通車 初乗り 1.0km ~ 1.5km 640円 ~ 1,000円 加 算 275m ~ 190mごと 90円 ~ 120円
 - (現行) 普通車 初乗り 1.0 kmまで 530円 ~ 580円 加 算 271m ~ 248mごと 90円
- 4. 運賃適用地域 福島県全域

問い合わせ先 東北運輸局自動車交通部 旅客第二課

担当者:斉藤、本間 電 話:022-791-7530